参考資料

第６期仁木町総合計画策定の経緯

1　総合計画審議会関係

①　委員構成 18 名（農業委員１名、教育委員１名、民間諸団体の代表 10 名、学識経験者２名、住民公募４名）
②　仁木町総合計画審議会条例　－　平成２年３月 20 日条例第４号、改正平成 21 年３月 23 日条例第６号、改正令和元年６月 20 日条例第２号
③　審議会
令和元年 12 月 16 日　第１回
令和２年　５月　８日　諮問
令和２年　５月 12 日　第２回（書面開催）
令和２年 12 月　４日　第３回
令和３年　１月　８日　第４回
令和３年　１月 13 日　答申
④　分科会等
◆総務文教分科会
令和２年 12 月　４日　第１回
令和２年 12 月　９日　第２回
◆産業経済分科会
令和２年 12 月　４日　第１回
令和２年 12 月 10 日　第２回
◆会長・分科会長打合せ会議
令和２年 12 月 24 日　第１回

2　策定庁内会議関係

①　策定庁内会議　17 名（町三役、管理職 14 名（課長職・支署長））
策定ワーキンググループ　40 名（管理職 20 名、係長職 20 名）
②　仁木町総合計画策定庁内会議要綱　－　平成 10 年 12 月１日告示第 69 号、改正平成 19 年３月 22 日告示第 28 号、改正令和元年９月 11 日告示第 44 号
③　策定庁内会議
令和元年 10 月　２日　令和元年度第１回
令和２年　１月 20 日　令和元年度第２回
令和２年　２月 21 日　令和元年度第３回
令和２年　４月 16 日　令和２年度第１回（通算４回目）
令和２年 11 月　４日　令和２年度第２回（通算５回目）
④　策定ワーキンググループ
令和２年　４月 27 日　第１回（書面開催）
令和２年　５月 12 日　第６期仁木町総合計画策定に係る職員向け説明会
⑤　策定ワーキング部会
◆産業経済・行財政部会
令和２年　６月 16 日　第１回
令和２年　７月 29 日　第２回
令和２年　９月 16 日　第３回
◆生活環境・防災部会
令和２年　６月 16 日　第１回
令和２年　７月 29 日　第２回
令和２年　９月 16 日　第３回

◆福祉・文教部会
令和２年　６月 16 日　　第１回
令和２年　７月 29 日　　第２回
令和２年　９月 16 日　　第３回

⑥　第６期仁木町総合計画基本計画策定に関する町三役ヒアリング
令和２年　９月　１日　　１日目
令和２年　９月　２日　　２日目
令和２年　９月　４日　　３日目

3　町民ワークショップ

①　検討テーマ　－　まちの現在と将来像及び将来像実現に向けた取組
②　方法　－　ワークショップ（グループワーク）形式
③　参加者　－　28 名（町民、町内に勤務する方、地域包括連携協定企業職員、後志総合振興局職員）
④　実施日
令和元年　９月 10 日　　第１回（総合計画等の説明）
令和元年 10 月　１日　　第２回（仁木町の魅力等を考えるグループワーク）
令和元年 10 月 29 日　　第３回（仁木町の将来像等を考えるグループワーク）
令和元年 11 月 12 日　　第４回（まちの取組等を考えるグループワーク）
令和元年 11 月 28 日　　第５回（情報提供、まちの取組等を考えるグループワーク）
令和元年 12 月 10 日　　第６回（発表）

4　関係団体ヒアリング

①　実施団体　－　大江・然別地区町内会、観光協会、教育委員会、銀山・長沢・尾根内地区町内会、銀山米研究会、校長会、社会教育委員、社会福祉法人後志報恩会、商工会、新おたる農業協同組合及び生産組合、仁木小学校ＰＴＡ、仁木・砥の川地区町内会、にき保育園、老人クラブ連合会（五十音順）

②　方法　－　ワークショップ（グループワーク）形式、対面方式

③　実施日

令和元年 11 月 18 日	教育委員会
令和元年 11 月 20 日	老人クラブ連合会、社会福祉法人後志報恩会、銀山・長沢・尾根内地区町内会
令和元年 11 月 21 日	校長会、大江・然別地区町内会
令和元年 11 月 22 日	仁木・砥の川地区町内会
令和元年 12 月　2 日	銀山米研究会、観光協会
令和元年 12 月　4 日	仁木小学校ＰＴＡ
令和元年 12 月　9 日	にき保育園
令和元年 12 月 12 日	社会教育委員
令和元年 12 月 18 日	商工会、新おたる農業協同組合及び生産組合

5　パブリックコメント

①　対象者　－　町内に住所を有する者、町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体の代表者、町内に存する事務所又は事業所に勤務する者、町内に存する学校に在学する者、その他実施機関が行う施策等に利害関係を有する者

②　実施期間　－　令和２年 12 月４日　～　令和３年１月３日

③　意見数　－　０件

第６期仁木町総合計画審議会委員名簿

（敬称略、五十音順）

	選出母体及び役職	氏　名	分科会	
			総務文教	産業経済
会　　長	商工会会長	津　司　康　雄		○
副 会 長	農業委員会会長	鶴　田　壽　廣		○
委　　員	住民公募	朝　日　宏　自		○
委　　員	住民公募	井　内　文　代	○	
委　　員	学識経験者	板　岡　宏　教	◎	
委　　員	住民公募	大　原　知恵美	○	
委　　員	教育委員会教育長職務代理者	加　藤　浩　子	○	
委　　員	仁木消防団団長	金　子　英　治	○	
委　　員	町内会連絡協議会会長	計　良　友　一 （～令和２年４月16日） 玉　置　五　来 （令和２年４月16日～）		○
委　　員	観光協会会長	寒河江　　仁		○
委　　員	社会福祉協議会会長	佐　藤　勝　晃	○	
委　　員	銀山さわやか福祉ＮＰＯ代表	瀬　川　裕　人	○	
委　　員	住民公募	中　川　博　喜		○
委　　員	体育協会会長	坂　東　秀　悦	○	
委　　員	文化連盟会長	美　濃　英　則		○
委　　員	新おたる農業協同組合代表理事組合長	森　　一　義		◎
委　　員	学識経験者	森　　康　明	○	
委　　員	民生委員児童委員協議会会長	芳　岡　　廣	○	

※分科会の“◎”は分科会会長

※各分科会の審議事項は、総務文教分科会が、福祉、子育て、保健･医療、生活安全、学校教育、生涯学習、地域づくり、広報･広聴、行政経営、広域連携、産業経済分科会が、道路・公園・緑地、交通、情報、生活環境、環境衛生、環境共生、農林業、商工業、観光を主に担当

第６期仁木町総合計画策定の実施体制

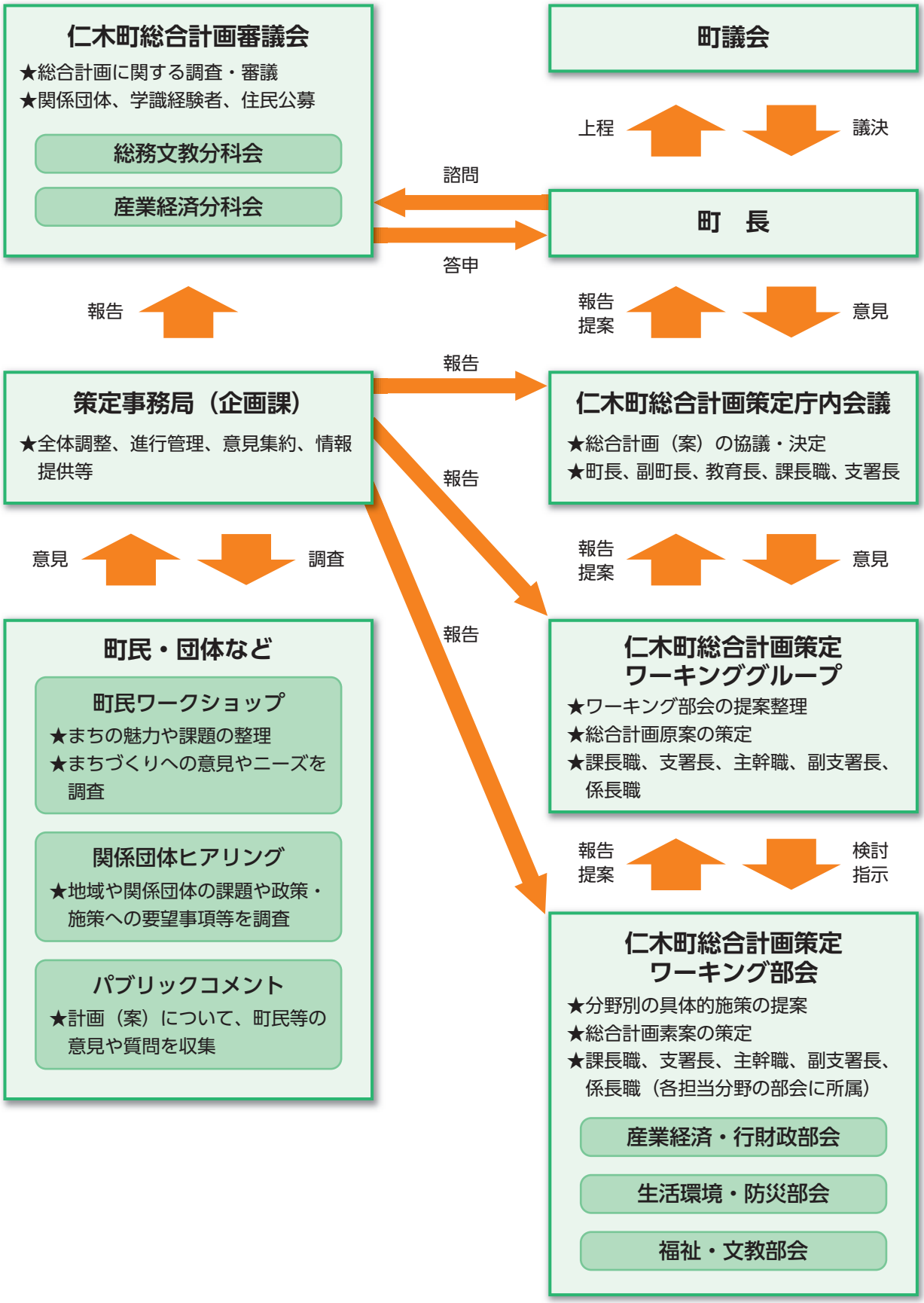

仁木町総合計画審議会条例

平成２年３月 20 日条例第４号

（設置）

第１条　町長の諮問に応じ、仁木町の総合計画（基本構想及び基本計画をいう。）策定について審議するため、仁木町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第２条　審議会は、委員 20 名以内をもって組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

（１）　仁木町農業委員会委員

（２）　仁木町教育委員会委員

（３）　民間諸団体の代表者

（４）　学識経験者

（５）　町内に住所を有する者で、町の募集に応じた者

（任期）

第３条　委員の任期は、審議会の答申が終了するまでとする。

（会長及び副会長）

第４条　審議会に会長及び副会長１名を置き、委員の互選により定める。

２　会長は会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（分科会）

第６条　審議会は、必要に応じ、委員で構成する分科会を置くことができる。

２　分科会の委員は、会長が指名する。

３　分科会に分科会長を置き、所属委員の互選によって定める。

４　分科会は、分科会長が招集し、分科会長がその議長となる。

（委員でない者の出席）

第７条　審議会は、必要があると認めるときは、委員でない者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

（庶務）

第８条　審議会の庶務は、企画課において行う。

（委任）

第９条　この条例施行に関し、必要な事項は町長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 21 年３月 23 日条例第６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年６月 20 日条例第２号）

この条例は、令和元年８月 10 日から施行する。

果実とやすらぎの里にき

仁木町

Hokkaido Niki Town

第６期仁木町総合計画

発行日：令和３年３月
発　行：北海道仁木町
〒048-2492
北海道余市郡仁木町西町１丁目 36 番地１
電話（0135）32-3953　FAX（0135）32-2700
URL　http://www.town.niki.hokkaido.jp/
編　集：仁木町企画課